

川上村における保育認定基準一覧表(令和3年4月1日現在)

保育を必要とする事由及び認定条件	認定期間	保育必要量区分
就労 48時間/月以上の労働を常態とすること (施行規則第1条の5第1号) (規則第3条)	保育認定が効力を生じた日(以下「効力発生日」という。)から小学校就学前まで (施行規則第8条第2号及び第8号)	保育標準時間 ※120時間/月以上の就労 保育短時間 ※120時間/月未満の就労
妊娠及び出産 妊娠中であるか又は出産後間もないこと (施行規則第1条の5第2号)	母子健康手帳の交付を受けた日から出産日から起算して8週間を経過した日の翌日が属する月の末日まで (施行規則第8条第3号及び第9号)	保育標準時間 (施行規則第4条第1項)
保護者の疾病または障がい 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること (施行規則第1条の5第3号)	効力発生日から小学校就学前まで (施行規則第8条第1号及び第8号)	保育標準時間
同居の親族の介護又は看護 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること (施行規則第1条の5第4号)	効力発生日から小学校就学前まで (施行規則第8条第1号及び第8号)	状況に応じて判断
災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること (施行規則第1条の5第5号)	効力発生日から小学校就学前まで (施行規則第8条第1号及び第8号)	保育標準時間 (施行規則第4条第1項)
求職活動 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日まで	保育短時間

(施行規則第1条の5第6号)	(施行規則第8条第4号及び第10号) (規則第5条第1項)	
就学 各種学校に在学していること 職業訓練を受けていること (施行規則第1条の5第7号イ又はロ)	効力発生日から卒業予定日の又は修了予定日が 属する月の末日まで (施行規則第8条第5号及び第11号)	状況に応じて判断
児童虐待又はDV 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること 配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること (施行規則第1条の5第8号イ又はロ)	効力発生日から小学校就学前まで (施行規則第8条第1号又は第8号)	保育標準時間 (施行規則第4条第1項)
育児休業中の継続利用 育児休業をする場合であって、育児休業に係る子ども以外の子どもが既に保育施設を利用しており、当該育児休業の間に引き続き保育施設を利用することが必要であると認められること (施行規則第1条の5第9号)	村長が適当と認める期間 (施行規則第8条第6号及び第12号) (規則第5条第2項)	保育短時間
その他 各事由に類するものとして村長が認める場合 (施行規則第1条の5第10号) (規則第4条)	村長が適当と認める期間 (施行規則第8条第7号及び第13号) (規則第5条第3項)	状況に応じて判断

※施行規則とは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年6月9日内閣府令第44号)をいいます。

※規則とは川上村保育の必要性の認定基準に関する規則(令和3年4月1日川上村規則第2号)をいいます。